裁判員制度の運用等に関する有識者懇談会(第4回)議事概要

1 日時

平成21年9月17日(木)午後1時15分から午後3時30分まで

2 場所

最高裁判所図書館特別研究室

3 出席者

(委員,敬称略・五十音順)

今田幸子,内田伸子,小野正典,酒巻匡,椎橋隆幸(座長),龍岡資晃,藤田昇三,桝井成夫

(オブザーバー)

村瀬均(東京地方裁判所刑事部所長代行)

(事務総局)

山﨑敏充事務総長,小川正持刑事局長,菅野雅之審議官

4 進行

(1) 裁判員等に対するアンケートについて

小川刑事局長から,裁判員等に対するアンケート用紙の確定版(資料2-1 ないし2-3)の紹介とともに,回答者が率直な意見を記入できるようアンケート用紙の配布時期も工夫していること,平成21年8月中に,裁判員12人から12通,補充裁判員7人から4通,裁判員候補者69人から67通のアンケートが回収されたことの報告がされた。

(村瀬オブザーバー)

東京地裁では、十分な時間をかけて回答してもらえるように、裁判員及び補充裁判員に対しては、最終評議終了後にアンケート用紙をお渡しし、裁判官が判決書を起案している間に回答していただき、記者会見前に回収した。裁判員候補者に対しては、選任手続前に、旅費請求書等と併せてアンケート用紙を渡し、手続の合間に回答していただき、回収箱に投函していただいた。

回収箱の利用は,より率直な回答をいただくための工夫である。

(2) 裁判員候補者名簿記載通知送付時の送付物について

小川刑事局長から,本年度の裁判員候補者名簿記載通知の送付時の送付物に つき,資料3のとおり予定していること,寄せられた意見を踏まえて,昨年度 のものから次の4点を変更,改訂する予定であること等の説明がされた。

聴覚障害者へ配慮し,連絡先として,各地方裁判所のファクシミリ番号も 記載する。

裁判員候補者名簿記載通知と調査票を1枚にまとめた上,回答がしやすいよう,昨年のマークシートによる回答方式を改め,調査票と回答票を一体型として,記入式の回答方式とする。

従前のパンフレット等に加え,制度の概要や選任手続を説明したDVDも同封する。

お送りする封筒の大きさを半分にする。

(酒巻委員)

調査票の回答については、従前のマークシート方式でも回答しやすいと思っていたが、候補者の声を取り入れて、記入式としたことはよいと思う。また、封筒の大きさについては、昨年、郵便受けに入りきらないという問題があったとも聞いていたので、その点が改善されたことも大変結構である。

(3) 裁判員法 1 0 3 条による実施状況の公表について

小川刑事局長から,資料4-1及び4-2に基づき,裁判員法103条による裁判員制度の実施状況の公表(以下「103条公表」という。)の基本コンセプト及び公表項目の概要等に関する事務局案の説明がされた。

(小川刑事局長)

資料4-1に「その他のデータ」として挙げた「意見交換会」とは,裁判員裁判を実施した地方裁判所で,裁判員経験者に率直な御意見を述べ合っていただく意見交換会を考えているが,具体的な実施方法等は検討中である。

また、「法曹三者による各種協議会」とは、これまでも各地の裁判所、検察 庁及び弁護士会において、模擬裁判の後などに運用の改善のために実施され てきた協議会が今後も実施されることを想定している。

(藤田委員)

103条公表では,統計データの公表以外に,評価や分析は含まれないと理解してよいか。

(酒巻委員)

裁判員法の立法趣旨及び文理上「資料」の公表とあることからすると,103条公表は,客観的な統計データの公表を念頭に置いていると思われる。 なお,裁判員裁判では,必ず事件を公判前整理手続に付さなければならず,公判前整理手続と公判審理との関係は運用上も重要なので,重点公表項目として公判前整理手続が挙げられているのは適切であると思う。

(龍岡委員)

裁判員裁判の対象事件と非対象事件とを比較すれば,裁判員裁判の特色が現れるように思われる。また,補充裁判員に関する統計データも重要なので,補充裁判員の員数や途中で解任された補充裁判員の員数等の統計データも収集した方がよいように思われる。

(今田委員)

裁判員制度実施前から,刑事裁判に関する統計データは公表されているとのことであり,裁判員制度実施前後の比較をすることも考えられないか。

(菅野審議官)

たしかに共通するデータ項目もあると思われるが,従来の司法統計と10 3条公表とでは趣旨・目的が異なるので,単純な比較はできないものもある かと思う。その点はご容赦願いたい。

(桝井委員)

審理時間等については,自白・否認の別や罪名別のデータもあるとよいと

思う。また、不選任となった事由ごとの員数も分かるとよい。

(酒巻委員)

辞退の申立て数や辞退が認められた数等は,国民一般の関心が高いと思われる。

(内田委員)

裁判員制度の実施により,迅速で充実した審理が行われるようになったのか,評議の時間はどのように変化したか,といった点に関心がある。また, 事件類型ごとの変化が分かると面白いと思う。

(桝井委員)

これまでの職業裁判官による評議は,様々な場面で断続的に行われていた のだろうから,単純な比較は困難ではないか。

(今田委員)

しっかりした仮説を定立した上で統計データを収集しなければ,実施する 意味は乏しい。裁判員制度の実施により刑事裁判の中身がどのように変化し たかを知りたいのならば,刑事裁判の中身を示す指標としてどのようなもの があるのかを検討して,統計データを収集する必要がある。

(酒巻委員)

そのような意味では,公判手続に関する統計データは,従来から同じ項目で収集されており,データ収集の指標として確立されている。専門家から見ても意味のある統計データである。

(菅野審議官)

もちろん,できる限り意味のある統計データを収集したいが,103条公表における公表項目である以上,客観的,外形的なものにならざるを得ない。 刑事裁判の内容面に関わる項目については,裁判員等に対するアンケートや意見交換会,法曹三者の協議会等の結果をも併せて分析することで,より実態に近づくことができるのではないかと考えている。

(内田委員)

数値で示すことは相当難しいとは思うが,裁判員の評議における貢献度が 把握できないか,関心がある。

(山﨑事務総長)

評議への貢献度を定量的に把握するのは難しいが ,重要な問題であるので , 裁判員等に対するアンケートや意見交換会を通じて検証することが考えられ よう。

(椎橋座長)

以上の御意見を踏まえて,103条公表として公表する裁判員裁判の実施 状況に関する客観的な統計データとしては,どのようなものがふさわしいか 事務局で検討し,次回の懇談会で御議論いただくこととする。

(4) 裁判員制度の運用に関する国民一般の受け止め・評価の把握の必要性・方法等について

小川刑事局長から、「司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上」(裁判員法1条)という裁判員制度の趣旨に照らすと、裁判員制度の運用に関する国民一般の受け止めや評価を継続的に把握し、各種統計データや裁判員経験者等の意見、感想等と総合的に分析、検討する必要があるのではないかと考えられること、このような国民一般の受け止めや評価の調査(以下「意識調査」という。)を実施するとした場合に想定し得る調査の実施時期、方法、調査項目等について、資料5に基づき説明がされた。

(酒巻委員)

制度運用の実施主体である裁判所が、今後長期間にわたって、裁判員制度の運用に関する国民一般の受け止めや評価の変化を把握することは重要である。客観的な統計データに関する103条公表、裁判員等経験者の意見や感想に関するアンケート及び国民一般の受け止めや評価に関する意識調査という三本柱によって、裁判員制度の運用の実情を総体として多面的に把握でき

ると思われる。もっとも,裁判員裁判に直接参加したことのない国民が抱く 意識は,もっぱら報道を通じて得られたものであることに留意する必要があ る。

(内田委員)

今後,裁判員裁判が常態化して,報道される量も減少すると,国民一般が 裁判員裁判について十分な知識を有していない場合も考えられる。このよう な場合,資料5の「想定し得る調査の実施時期・方法」の(4)調査方法にあ るとおり,情報提供しながら調査する方法が有効と思われる。もっとも,バ イアスのかかった情報を提供することがないよう,提供する情報をどのよう なものにするか慎重に検討する必要がある。

(龍岡委員)

意識調査を実施した場合には,調査結果は公表されるのか。

(小川刑事局長)

公表する予定である。

(今田委員)

ぜひ意識調査を実施していただきたい。裁判員制度に対する国民の関心が 高い時期に、最高裁判所自らが意識調査を行えば、国民の参加意欲に裏打ち された回収率の高い良質な調査が実施できると思われる。その際には、質問 の項目や方法を工夫するなどして、回収率を高い水準で維持できるような工 夫もすべきである。

(桝井委員)

ぜひ意識調査を継続的に実施していただきたい。裁判報道も、これまではマスコミの視点から報じられてきたが、裁判員制度の実施に伴い、実際に裁判に参加された方の意見を踏まえて報じられるようになってきており、このような報道に接する国民の受け止め方も変わってくると思われる。また、意識調査には、刑事裁判のみならず、司法全体に対する国民の意識の変化とい

う大きな視点も盛り込んだ方がよい。

(内田委員)

裁判員制度実施前と後を比較できるよう,意識調査においては,平成20年1月から2月に実施した「裁判員制度に関する意識調査」と同じ質問を入れるべきではないか。

(菅野審議官)

平成20年の調査は,国民の裁判員裁判に対する参加意欲等を調査したもので,意識調査とは趣旨・目的が異なるので,全く同じ質問にはできないであろうが,ご指摘の趣旨も踏まえ,検討したい。

(酒巻委員)

意識調査は、その変化の動向を的確に把握するため、国民一般が裁判員裁判に注目している時期に実施した方がよいと思われるので、第1回目を早めに実施した方がよいのではないか。また、どのような方法で調査する予定なのか。

(小川刑事局長)

意識調査の実施時期は検討中であるが 調査方法は訪問面接を考えている。

(桝井委員)

意識調査を継続的に実施するということであれば、第1回目の実施時期は、 運用状況の集積を見ながら定めればよいのではないか。

(藤田委員)

裁判員制度は、地道に社会に浸透させるべきものであり、裁判員制度の本当の効果が表れるのは長い時間が経ってからと思われる。もっとも、長期間意識調査を続けるとすると、国民の情報量に格差が生じうるということに留意する必要がある。また、事務局案では、制度実施前後の意識変化を尋ねることになっているが、長期間にわたり、本調査を実施するということになると、その点はあまり長い間質問することはできないと思われるので、工夫が

必要であろう。

(今田委員)

国民の意識といっても,報道等によって変動しやすい意識と,規範意識のように国民の間で徐々に変化するものがある。そうしたことを前提に質問項目を設計することが必要である。

(小野委員)

意識調査では103条公表の結果も利用すると思われるので,平成22年 夏以降に意識調査を実施することになるのか。

(小川刑事局長)

第1回目の意識調査は,主な質問項目について試行的に実施し,第2回目 以降の意識調査で,その他の質問項目を加えることを考えている。

(内田委員)

質問項目を加えるのはよいが,意識調査の結果を経年で比較できるよう, 質問項目はできるだけ同じものにした方がよい。

(椎橋座長)

本日の議論では、意識調査について、裁判員制度の運用状況を検証する上で重要なものとして、その必要性を積極的に認める意見が多かった。意識調査は、ある程度の事件数が集まってから実施するのが望ましいが、他方で、変化を見るためには早い時期から調査を始めなければならないとも思われる。また、中長期的な観点から、国民の受け止めを把握するためには、質問内容を吟味したり、回収率を高める工夫をしたりする必要がある。

(この後,内田委員から,面接調査の参考例として「平成20年度国語に関する世論調査」が紹介され,同調査の報告書が回覧されたほか,各委員から,回収率を高めるための工夫例として,あらかじめ最高裁判所が調査目的を公にした後に訪問調査を行う案や,他の世論調査における工夫例を参考にすべきであるなどの意見が出された。)

(5) 裁判員裁判の実施状況について

小川刑事局長から,資料6に基づき,裁判員裁判の実施状況についての報告がされた。

(今田委員)

国民の参加意欲の高さに驚いている。裁判員等経験者のコメントからうかがわれる充実感が、参加意欲の高さを裏付けていると思われる。このようなコメントに接することで、国民全体の意識がより高まっているように思われる。記者会見についても、裁判の職務で疲れていることや人前で自身の気持ちを語ることの難しさがあるにもかかわらず、積極的に参加する人が多く、驚いている。日本人の生真面目さを改めて感じた。

(内田委員)

裁判員制度実施前は、裁判員が評議にうまく参加できるのか、量刑判断をすることが裁判員の精神的な負担とならないか心配していた。しかし、裁判員等経験者からは、評議で十分意見を述べることができたとのコメントや、裁判官と裁判員が一体となって判断できたとのコメントが述べられ、安心している。心配していたものの、裁判員制度は、うまくいくのではないかと思うようになった。

(小野委員)

裁判員制度は、全体的には順調なスタートを切ったと思われる。特に、裁判員等経験者の記者会見へ出席率の高さに驚いている。今後も、裁判員制度下における弁護活動の一層の向上を望みたい。

(桝井委員)

様々な世代の裁判員が、補充裁判員を含め、一体となって職務を果たしている印象を受ける。今後も裁判官が適切にガイドしていけば、社会に定着してよい制度になるのではないかと感じている。

(酒巻委員)

初めての裁判員裁判の順調な運用に接したときは、感激した。自分は、研究者として裁判員法の成立から本格施行までの5年間、法曹三者の皆さんが懸命に準備をしている様子をつぶさに見てきた。そのような尽力に敬意を表したい。評議における裁判官の配慮はもとより、裁判所職員の接遇へのきめ細やかな配慮、検察官及び弁護人の分かりやすい立証活動等、すべての準備がうまくいったのだと思う。

(藤田委員)

順調に始まり、本当によかったと思う。これからは、否認事件等の難しい 事件の審理も始まるが、検察庁としては、適正な公判活動ができるよう、あ らためて気持ちを引き締めているところである。

(龍岡委員)

裁判所に在勤中から,国民に参加さえしていただければ,あとはうまく運用できると思っていた。実際には様々な課題が出てきても,裁判官と裁判員が一体となって乗り越えられると思っていた。想像以上に順調なスタートであるが,これも,関係者の周到な準備等のおかげであると思っている。これからもいろいろな事件があり,問題も出てくると思うが,課題を克服していけるよう,当懇談会でも運用改善のために意見を出し合っていければと思っている。

(村瀬オブザーバー)

東京地裁での最初の裁判員裁判では、関係部署の協力を得ながら準備を重ね、すべてが全力投球だった。記者会見において、裁判員等経験者が語る感想の一言一言には重みがあり、非常によかったと思う。

(椎橋座長)

制度を動かしていく上で,法曹三者の努力は大変だったと思う。裁判所に 来られた方々は,大きな不安を抱きながら参加したものの,次第に参加して よかったとの充実感や,チームになって結論を出したというやり甲斐を得ら れたのではないかと思う。また ,実際に経験した方々の意見や感想を通じて , 裁判員制度に対する国民の不安感が薄れていくのではないかと感じている。

5 今後の予定について

次回の懇談会は,次の日時に開催することとされた。

第5回 11月17日(火)午前10時から

(以上)